

居住地特例による授業料等免除 説明資料 ～2025年度前期【学部のみ】～

【お問い合わせ】

公立はこだて未来大学 教務・学生課 学生・留学担当

TEL: : 0138-34-6445 MAIL : stu@fun.ac.jp

平日8時45分～17時30分

居住地特例による授業料等免除とは

経済事情に関わらず、本学への修学を支援することにより、函館圏で子育てしている世帯への経済的負担を軽減できるとともに、これからの担う若者が結婚・育児などの人生設計を描きやすい環境の整備につなげ、人口減少対策に資することを目的とし、令和6年度よりはじまりました。

申込資格

以下の条件を満たす者が入学料および授業料が全額免除（無償化）となります。 ※1

- ①生計維持者のいずれかが入学時から起算して3年前から函館市、北斗市、および七飯町に引き続き住所を有している者 ※2, 3
- ②高校等を初めて卒業してから大学に入学するまでに3年を経過していない者 ※4
- ③国の高等教育の修学支援新制度に準じた学業要件を満たす者 ※5

※1 入学料は編入学も含めた当該年度入学者のみ（後期は入学料免除なし）

※2 生計維持者とは原則父母のことをいう

※3 例) 2025年4月入学者の場合、2022年4月1日から2025年4月1日現在まで継続して住所を有している者

例) 2023年4月入学者の場合、2020年4月1日から2025年4月1日現在まで継続して住所を有している者

※4 例) 2023年3月に高等学校等を卒業 → 2025年度末までに大学等へ入学【対象】

(2026年4月以降に進学する人は対象外)

※5 学業要件は別表1-1を参照

修学支援新制度による授業料減免と居住地特例の関係

☆修学支援新制度…国が行っている授業料等減免

☆居住地特例…本学が独自に行っている授業料等免除

国の修学支援新制度による授業料等減免を希望する学生は、日本学生支援機構の給付奨学生に採用される必要があります。給付奨学生となっている者の入学料および授業料減免は、まず修学支援新制度による授業料減免が優先され、減免対象とならなかった分について居住地特例により全額免除となります。

収入基準等を満たしておらず、給付奨学生に採用されない学生も、居住地特例の申込資格を満たしていれば、授業料等が免除されます。

例1) 給付奨学生で支援区分Ⅱとなり、居住地特例による授業等減免を申請し採用された場合
→授業料の2/3が修学支援新制度により免除され、残りの1/3が居住地特例により免除
⇒全額免除

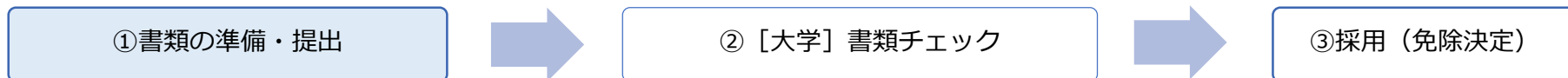
例2) 給付奨学生で支援区分Ⅰまたは多子世帯となり、居住地特例による授業等減免を申請し採用された場合
→授業料の全額が修学支援新制度により免除。居住地特例による免除はなし。

【注意】

給付奨学生は毎年10月に適格認定（家計要件）にて支援区分の見直しが行われます。上記例2の場合、9月までは支援区分Ⅰでも10月からは支援区分Ⅱになることがあります。このため、給付奨学生で支援区分Ⅰまたは多子世帯となっている（または見込み）の学生も申込資格を満たしているのであれば、居住地特例の授業料等減免の申込みをすることを推奨しています。

申請方法等

【採用までの流れ】



【提出書類】

	申請書類	入手先	当該年度 入学者	左記以外
1	居住地特例による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（U様式1） ※「住定日」には住民となった年月日を記入	大学HPからDL	○	○
2	振込先口座届（入学料還付用）	大学HPからDL	○	×
3	申請書に記入した生計維持者の現住所証明書類（入学時から起算して3年前から函館市，北斗市，および七飯町に住所を有していることが分かる住民票または戸籍（附票））	各自準備	○	○
4	学修計画書	Googleフォームから提出 （大学Gmailと大学HPで案内）	× （ただし、編入学者は○）	○

【提出期限】

2025年5月13日（火）

※余裕をもって申請するようにしてください。

【提出先】

直接事務局へ提出・郵送または回収ボックスに投函してください。

<直接提出・郵送>

〒041-8655 函館市亀田中野町116-2

公立はこだて未来大学 教務・学生課 学生・留学担当

※郵送の場合は簡易書留等の記録の残る形式にてお願いします。

※事務局学生留学担当カウンターに【居住地特例授業料減免申請書類回収BOX】と記載した書類提出用ボックスを設置しますので投函してください。

他の方の書類と混在しないよう必ずクリアファイルまたは封筒にまとめて投函してください。されていない場合は申請不受理とします。

【決定通知】

以下の日程で通知予定です。

授業料等減免申請者	通知日
給付奨学金予約採用申請者	6月中旬～7月中旬（進学届の提出時期による）
給付奨学金在学採用申請者（6月採用）	6月中旬
給付奨学金在学採用申請者（7月採用）	7月中旬
給付奨学生採用済，または居住地特例制度のみ申請者	6月中旬

年度末の適格認定（学業）について

年度末に学業成績等に基づき、居住地特例による授業料免除の継続の可否等を判定します。学業不振等の場合には授業料免除が停止または廃止（打ち切り）となることがあります。

※認定基準は別表1-2を参照

別表1-1（新規申請者の学業要件）

当該年度入学者	公立はこだて未来大学入学者選抜試験に合格していること。
上記以外の者	<p>次の1または2のいずれかに該当すること</p> <p>1 在学する大学等における学業成績について、G P A等が上位2分の1以上であること（※1）</p> <p>2 次のa)およびb)のいずれにも該当すること ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりa)に該当しない場合には、b)に該当することで足りる。</p> <p>a) 修得単位数が標準単位数（※2）以上であること b) 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>ただし、在学中の学業成績等が、別表1-2の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならない。</p>

（※1）申請者の通算G P Aと在籍する学年の通算G P Aの中央値を比して上位2分の1以上であるかの判定を行う。

（※2）本学学部における標準修得単位数は下記の計算式により算出し下表のとおりとする。

（卒業に必要な単位[130単位]÷修業年限[4年]×在学年数）

※端数が生じた場合は小数点以下切上げ

在学年数	標準修得単位数
1年	33
2年	65
3年	98

別表1-2（適格認定（学業））

<p>廃止</p>	<p>次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき（※1）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。（※2） 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3 履修科目への授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ただし、出席率の条件については、本学では上記2にて代替することとする。 4 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
<p>停止</p>	<p>「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回目の警告が警告の2に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。</p>
<p>警告</p>	<p>次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること。（廃止の2に該当するものを除く。） 2 G P A等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること（次のア、イに該当する場合を除く）（※3） ア 本学における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、本学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の3に該当するものを除く）。 ただし、出席率の条件については、本学では上記1にて代替することとする。

（※1）災害、傷害、その他やむを得ない事由があると認められるかについては、事前に学生・留学担当へ確認すること

（※2）学部4年において卒業研究の履修ができない者は修業年限で修了できない者とする。

（※3）申請者の通算G P Aと在籍する学年の通算G P Aの第1四分位数を比して下位4分の1の範囲に属するかの判定を行う。